

XII 林業の部

解 説

この部には、「2020年農林業センサス農山村地域調査及び農林業経営体調査」、「林業産出額」、「木材統計調査」、「木材流通統計調査」及び「野生鳥獣資源利用実態調査」結果から、林野面積、林業経営体数、林業産出額、素材生産・入荷量、製材業及び木材チップ製造業等、木材価格、野生鳥獣の利用実態に関する統計を収録した。

1 調査の概要

(1) 2020年農林業センサス農山村地域調査（市区町村調査）

ア 調査対象

全国の市区町村

イ 調査期日

令和2年2月1日現在

ウ 調査方法（調査の実施系統）

市区町村調査は、オンライン調査又は往復郵送（農林水産省－市区町村）による自計調査（農林業経営体調査については、「II 農業構造の部」を参照）。

(2) 林業産出額

ア 林業産出額の概要

都道府県を推計単位として、林業に関する各種統計等を用いて、各地域における林業生産の実態を金額で評価することにより明らかにし、林業行政の推進等のための資料を整備することを目的としている。

イ 推計期間

毎年1月1日～同年12月31日までの1年間。

ウ 推計方法

林産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて推計した。

具体的には、各林産物の生産量（木材統計調査、特用林産物生産統計調査等から得られる品目別生産量）に価格（木材は木材価格統計調査等から推計した山元土場価格、その他は庭先販売価格）を乗じて産出額を推計した。

(3) 木材統計調査

ア 調査対象

全国の製材工場（製材用動力の出力数が7.5kW以上の工場）、木材チップ工場、合単板工場、LVL工場、集成材工場及びCLT工場であって、調査年の12月31日現在で事業を行っているもの及び休業中であってもその休業期間の開始時期が調査年の10月1日以降であるものを対象とした。

イ 調査期日

毎年12月31日現在

ウ 調査方法

郵送若しくはオンラインにより調査票を配布し、回収する自計調査の方法、又は、統計調査員が調査票を配布し回収する自計調査の方法により行った。ただし、報告者が面接聞き取り調査による調査を希望した場合は、統計調査員による面接（他計報告）により行った。

(4) 木材価格統計調査（木材製品価格調査）

ア 調査対象

木材市売市場、木材センター及び卸売業者を対象とした。

イ 調査期日
毎月15日現在

ウ 調査方法
農林水産大臣が委託した民間事業者が調査票を郵送、オンライン又はFAXにより配布し、回収する方法で実施した。

(5) 野生鳥獣資源利用実態調査

ア 調査対象
食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、食肉処理業の許可を有する食肉処理施設のうち、野生鳥獣の食肉処理を行っている施設を対象とした。

イ 調査期日
調査対象期間は毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）の1年間。
ただし、食肉処理施設の概要に係る項目については、一部を除き翌年3月31日時点。

ウ 調査方法
民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送・FAX又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。